史跡馬越長火塚古墳群保存活用計画【概要版】

史跡馬越長火塚古墳群は、豊橋市北部の田園地域にある、馬越長火塚古墳・大塚南古墳・口明塚南古墳の3基からなる古墳群です。豊橋市では、古墳群を適切に保存しつつ、市民の共有財産として長く後世に継承するために、「史跡馬越長火塚古墳群保存活用計画」を策定しました。

1. 古墳群の本質的な価値

古墳群は、6世紀末葉から7世紀前葉に築かれた代々の有力者の墓です。いずれも優れた副葬品が出土し、令制三河国が出現する前、豊川流域に存在した「穂の国」の国造の墓と推定されています。平成28年3月1日に国史跡に指定されました(面積15,683㎡)。

馬越長火塚古墳:全長 70mの前方後円墳で、6世紀末葉に築かれました。後円部の中央が著しく高くなるのが特徴で、類似した形の古墳は長崎県や岡山県など、西日本に点在しています。県内最大の横穴式石室は、いつでも入ることができるものとして大変貴重です。また、石室内から出土した副葬品は、金銅装馬具をはじめとする優れた内容を持ち、国指定の重要文化財です。

大塚南古墳:直径 19mの円墳で、7世紀 初頭に築かれました。発掘調査で、金銅装 馬具が出土しています。

口明塚南古墳:直径23mの円墳で、7世紀前葉に築かれました。発掘調査で、金銅製の馬具や玉などが出土しています。



史跡馬越長火塚古墳群



馬越長火塚古墳の墳丘と葺石、横穴式石室、出土した金銅装馬具

2. 保存活用の大綱(ヴィジョン)と基本方針

「穂の国」のシンボルである史跡馬越長火塚古墳群を、周辺環境との調和をはかりながら適切に保存し、地域が一体となって次世代へ確実に継承していくことを目標とし、次のような将来像を掲げました。

広く地域と共に守り伝えよう

穂の国の歴史に出会う馬越長火塚古墳群

◆基本方針

1 「穂の国」の歴史発信

古墳群は知名度が低く、未解明な部分が多くあります。そこで、地域全体の歴史文化に 関する調査研究を進め、情報を広く発信し、知名度を高めることを目指します。

2 本質的価値の共有

より多くの人々が古墳群に訪れ、遺構や遺物を気軽に見学し学習できる環境を整えることで、古墳群の本質的価値を多くの人と共有することを目指します。

3 人びとの営みや景観との共存

地域の環境や景観と共存できる保存、活用、整備を目指します。

3. 保存管理

史跡の本質的価値を維持し、かつ人々の 営みや景観と共存することを目的に、環境 に配慮した保存管理の方針を定めました。

1 公有化の方針

史跡の適正な保存と管理のため、**指定地 の公有化**を推進します。

2 地区区分と保存管理の手法

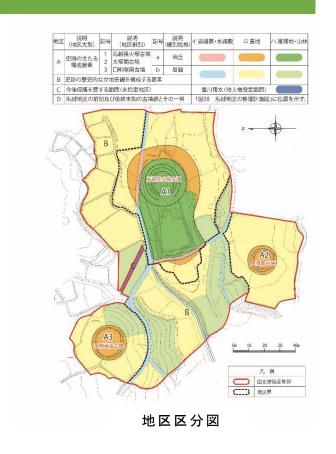
史跡指定地内とその周辺の古墳群を対象に、遺構が所在する箇所とその周辺、今後 保護を要する土地などによって地区区分を 細別し、保存の方針を示しました。

3 保存管理と現状変更の取扱い

地区区分をもとに、工作物、地下埋設物、田畑果樹園等の管理方法を定め、現状変更の取扱い基準を明確にしました。

4 追加指定地区の方針

今後保護を要する土地は、追加指定が必要であることを明示しました。



4. 活用

「穂の国」をアピールし、その歴史文化を発信するとともに、周辺の景観や環境との共存をはかりながら、史跡馬越長火塚古墳群の遺構・遺物の保存と公開を進めます。

1 古墳群と地域の歴史文化に関する調査研究

古墳群だけでなく、周辺の遺跡・古墳の調査研究を進め適切な活用につなげます。

2 史跡の計画的な活用

古墳群の保存と活用の拠点として**ガイダンス施設**を位置づけ、イベントや体験プログラム、ワークショップ等の企画と開催を検討し、学校と連携した事業を進めます。

3 周辺の資源や施設の活用と広域ネットワークの構築

来場者と地元農家や住民との交流をはかるほか、遊歩道ルートの設定や周辺自治体との連携により、古墳群とその周辺の歴史資源をつなぐネットワークを構築します。

4 効果的な情報発信と観光資源としての活用

観光団体や地元メディアとの連携、インターネットなどを通じて情報発信を進めます。

5 交通利便性の向上による活用促進

交通利便性の向上を目指し、レンタサイクルの活用をはかります。また交通の要衝である「和田辻」を起点にした、市域北部の文化財の効果的な活用を進めます。

5. 整備

活用の方向性を実現するため、土地の公有化 を進め、古墳群とその周辺を整備します。

1 保存と展示公開のための遺構の整備

馬越長火塚古墳は、横穴式石室の公開を前提 とし、必要な調査と安全性維持のための補修を 行います。また大塚南古墳・口明塚南古墳は保 護盛土をして適切に保存します。

2 活用を促し、管理の拠点となる施設の整備

古墳群の公開活用の核となるべき展示や講座の充実、ボランティアの拠点、駐車場やトイレなど便益施設の機能を有するガイダンス施設を整備し、常駐の人員を配置します。

3 周辺の管理施設、便益施設、古墳にいたる 道路の整備

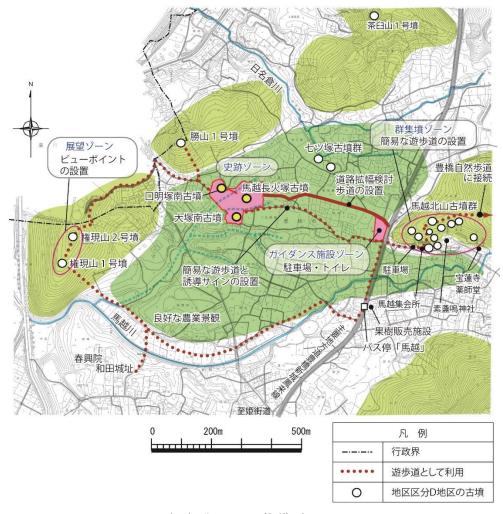
県道から古墳へのアクセス向上のため、**道路** の拡幅や歩道の設置を検討します。また、見学 に必要なトイレやベンチを設けるほか、可能な 範囲でバリアフリーに配慮します。

4 史跡活用を促す仕掛けづくり

ARやVR、QRコードの利用など、新技術を活用した展示解説手法を検討します。



史跡指定地内の整備計画図



古墳群周辺の整備計画図

6. 運営・体制の整備と施策の実施計画

◆運営・体制の整備

史跡馬越長火塚古墳群の保存・活用・整備には、多様な担い手と組織が協力して取り組む必要があります。地元の理解はもちろんのこと、より多くの市民や団体が史跡に関わることができる仕組みづくりを目指します。

- 1 ファンクラブやボランティアガイドの養成、支援
- 2 地元住民、関係機関、組織との連携
- 3 史跡の管理運営組織の設立

「(仮称) 史跡馬越長火塚古墳群保存活用協議会」の設立を検討。

◆施策の実施計画

第5次豊橋市総合計画期間中である 2020 年度までと、第6次豊橋市総合計画の前期 (2021~2025年度)、後期 (2026~2030年度) に分けて実施計画を定めます。

第5次総合計画期間:現状遺構の保存、古墳群の活用、発掘調査、整備基本計画

第6次 "前期:土地公有化、整備工事、ガイダンス施設工事、サイン整備

第6次 ″ 後期:施設の運用

史跡馬越長火塚古墳群保存活用計画【概要版】 平成30年3月31日 豊橋市教育委員会

【ご確認ください】現状変更の取扱い基準

史跡馬越長火塚古墳群を永く後世に伝えるため、史跡指定地内の現状を変える場合(現状変更)の取扱の基準を、文化庁や愛知県教育委員会の指導のもと、下記のように設けました。

	項目	取 扱 基 準	許可 権者	法令根拠 ※ 1
土地	地形の改変	土地の掘削、盛土、切土その他、遺構に影響を与える土地の改変は認めない。	_	_
史跡の保 存・整備	史跡整備に伴う発 掘調査、工事等	許可のうえ、認める。	文化庁	1)
	必要な試験材料の採取	許可のうえ、認める。	市	②チ
	保存のための調査	土地の発掘及び障害物の除却その他調査の ために必要な措置を行う場合は、許可のう え認める。	市	4
建築物等	新築、増築、改築	これを認めない。	_	②イ、③
・農業用倉庫	除却	許可のうえ、建築又は設置の日から 50 年を認める。経過したもの	文化庁	①
		建築又は設置の日から 50 年を 経過していないもの	市	2~
工作物 ・組立水路 ・その他	設置	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限り、許可のうえ認める。	市	②ハ
	改修	許可のうえ、 設置の日から 50 年を経過したもの	文化庁	1
		認める。 設置の日から 50 年を経過していない もの	市	2 ^
	除却	許可のうえ、認める。	市	_
道路	新設	これを認めない。	_	_
・市道石巻本 町 5 号線、市	舗装、修繕	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴うものは、これを認めない。	_	_
道石巻本町 30 号線		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の 変更を伴わないものは、許可のうえ認める。	市	2/
史に設 ・史説標 ・競リの要 ・説明界標 ・境用い ・ 他	設 置	許可のうえ、認める。	市	2=
埋設物等	設置	A地区はこれを認めない。	_	_
・豊川用水 ・上水道管 ・その他		B地区は、地下に埋蔵する重要遺構に影響を与えない、かつ、地域住民の日常生活にとって真に必要不可欠である場合に限り、許可のうえ認める。	文化庁	①
	改修	地下に埋蔵する重要遺構に影響を与えない、かつ、地域住民の日常生活にとって真に 必要不可欠である場合に限り、許可のうえ 認める。	市	② ホ
	除却	許可のうえ、認める。	市	_

	項目	取 扱 基 準	許可 権者	法令根拠 ※ 1
立竹木 (※2)	植栽・抜根	A地区は、予め市教育委員会に相談した上で、許可のうえ認める。ただし真に史跡の保存活用に資するために必要なもの、もしくは景観形成上、防災上必要なものに限る。	文化庁	①
		B地区は、予め市教育委員会に相談した上で、許可のうえ認める。	文化庁	
	維持管理	日常的な維持の措置(古損木・倒木処理、 支障枝剪定、草刈、落葉処理など)につい ては、許可を要しない。	-	①
	伐採	許認可申請のうえ、認める。	市	2 F
田畑・果樹園	耕作	許認可申請を要しない。 耕作には、日常的な農作物、果樹の管理(枝 払い等)や、重要遺構が埋蔵されている深 度に達しない程度の耕作地の管理に伴う掘 削を含む。	-	_
	新たな果樹植栽 (※3)及び果樹 改植(※4)、抜根	予め市教育委員会に相談した上で、文化庁 の許可のうえ、認める。	文化庁	①
復旧工事	自然災害などに より史跡が被害 を受けた場合	非常災害のために必要な応急措置、又は史 跡の保存への影響が軽微な工事は、許認可 申請を要しない。	-	①、⑤
		史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工 事は、許可のうえ、認める。	文化庁	

上記の地区の説明

A 地区	史跡の主たる構成要素	古墳本体の墳丘、石室、周辺施設など
B地区	史跡の歴史的な立地景観を構成する要素	史跡の指定範囲内での、古墳の周辺の地形

- ※1 根拠とする法令等は下記のとおりとする。
 - ①文化財保護法 第125条第1項
 - ②文化財保護法施行令第5条第4項第1号(カタカナは号の細分を示す)
 - ③農地法第4条及び農業振興地域の整備に関する法律第15条の2
 - ④文化財保護法施行令施行令第5条第4項第2号
 - ⑤文化財保護法第 127 条第 1 項、現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条
- ※2 立竹木とは、営農活動に伴う果樹を除く。
- ※3 「新たな果樹植栽」とは、耕作していない土地や他の作物を作っていた土地に新しく果樹を植えることを指すものとする。(「植栽」は植物を植えること)。
- ※4「果樹改植」とは、既存の果樹の伐採、抜根、土壌改良、植え付けなどを指すものとする。(「改植」 は植物を植え直すこと)